

昭和二十五年二月三日受領
答弁第一一九号

(質問の 一九)

内閣衆質第六号

昭和二十五年二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員谷口善太郎君提出国立大学の授業料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員谷口善太郎君提出国立大学の授業料に関する質問に対する答弁書

1 国立大学の授業料の減免のわくを拡張することは望ましいことではありますが、現下の経済状態のもとにおいては、一般物価及び公私立大学の授業料との関係もありますが、特に国家財政上の関係がありまして、このわくを拡張することは困難と思われまます。従つて、これが対策の一つとして奨学制度の拡充に努力いたしている次第であります。現在まだ十分なる程度に拡充されているとは言ひ難い状態でありまます。今後大いにこれが充実に努力いたしたいと存じます。

2 国家財政上きわめて困難であると存じます。

3 国立大学の授業料に関しては、現下の経済情勢下において、一般物価及び国家財政との関係上、現在の二分の一に引き下げることが困難であります。学生の負担のことを考え、授業料の値上はできるだけ行わない方針で、二十五年度においては一応二十四年度と同額にしたいと思つてゐる次第であります。

又私立大学の授業料に関しては、全国私学総連合会において自主的に申し合せて決定し、届け出るも

のであり、従来の認可制とは異なるものであります。従つて現在徴収している授業料も私立大学の財政上の立場から、諸種の條件を考慮して決定されたものであるので、現在額を引き下げるとは困難と存ぜられます。

右答弁する。